佐野商工会議所女性会規約

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦と連携を密にして、女性経営者の向上と商工業の振興を図り、併せて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、佐野商工会議所女性会とする。

(事業)

- 第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1)経営力向上のための勉強会、研修会等の実施
 - (2) 事業所訪問による交流会等の実施
 - (3) 親睦並びに情報交換に関する事業の実施
 - (4) 各地の商工会議所女性会との交流
 - (5) 佐野商工会議所が行う事業への協力
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は、佐野商工会議所の会員であり、事業経営者である女性とする。
- 2 本会に加入しようとするときは、入会申込書を提出しなければならない。 退会するときも同様とする。

(役員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 理事 若干名

(役員の選任)

第6条 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、業務及び会計を監査し、その結果を総会において報告する。
- 4 理事は、本会の重要事項を審議する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(総会)

- 第10条 本会に総会を置く。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は会長が 必要と認めるとき、役員会の承認を得て開催し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議決事項)

- 第11条 総会において、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他事業運営において重要な事項

(役員会)

- 第12条 本会に役員会を置く。
- 2 役員会は、会長、副会長、監事および理事をもって組織する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集しその議長となる。

(総会および役員会の議事)

第13条 総会および役員会の議決は、出席者の過半数の同意によって決定し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、佐野商工会議所内に置く。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (補則)

第16条 本規則に明記しない事項は、役員会においてこれを決定する。

附則

- 1. この規約は、令和5年6月26日から施行する。 (令和5年6月26日 令和5年度第1回常議員会制定)
- 2. 初年度の役員の任期は、第8条の規約にかかわらず、令和5年7月12日から令和7年3月31日までとする。
- 3. 初年度の事業年度は、第15条の規約にかかわらず、令和5年7月12日に始まり、令和6年3月31日に終わるものとする。